

別表 1

郡山市農福商工連携イノベーション推進補助金認定審査表

1 審査項目及び配点

審査項目	評価ポイント	配点
基礎評価【15 点】		
(1) 事業趣旨	・ 事業趣旨を理解し、申請の内容が事業趣旨と合致しているか。	5
(2) 業務体制 業務実績	・ 本事業を実施できる企業・体制か。	5
(3) 予算額	・ 予算額は、適切な内容となっているか。	5
事業評価【85 点】		
(4) 新規性・独創性	・ 新製品等が既存製品等と比べ、メーカー視点又はユーザー視点における付加価値（他の同種のものにはないプラス α の価値）を有しているか。	20
(5) 優位性	・ 既存製品等と比べ、優れた使用価値を有している、又は異なっていることが確認できるか。	15
(6) 市場性	・ 市場性が見込まれる新製品等であるか。 ・ 社会情勢や市場状況を踏まえ、新製品等を購入する見込みのある顧客がいることが認められるか。	20
(7) 実現性	・ 商品開発等事業の実施に当たり、開発方法、生産方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が、商品開発、販路開拓等を確実に実施するために適切であるか。	15
(8) 社会的有用性	・ 技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は市民生活の利便性の増進に寄与するものであるか。	15
合計		100